森林の土地の所有者届出制度

からスタートしました。森林の土地の所有者届出制度が4月

届出このいと、欠り点こご主意下務づけられました。 参年4月以降、森林の土地の所有者とが、平成23年4月の森林法改正により、が、平成2年4月の森林法改正により、が、平成2年4月の森林法改正により、

oい。 届出について、次の点にご注意下

一届出が必要な場合

出が必要です。

取得した場合に、面積に関わらず、届らゆる原因により森林の土地を新たにほか、相続、贈与、法人の合併などある。

対象外です。 地売買契約の届出を提出している方は ただし、国土利用計画法に基づく土

届出期間

相続については、次ページを参照して別始日(被相続人の死亡日)となります。なった日」は、売買等の場合は土地の引なった日」は、売買等の場合は土地の引た出して下さい。「土地の所有者とれる市町村の長土地の所有者となった日から9日以土地の所有者となった日から9日以

のではありません。 というものではありません。 したがって、登記をしたときに、り所有権が移転するものではありませい所有権が移転するものではありませなお、登記との関係については、登記との関係については、登

届出事項

居出書には、届出者と前所有者の住居出書には、届出者と前所有者の住居出書には、届出者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積をとともに、土地の用途等を記載します。とともに、土地の用途等を記載します。とともに、土地の所有権を有すること出者がその土地の所有権を有すること出者がその土地の所有権を有すること出者がその土地の所有権を有することが証明できるものと、土地の位置を示が証明できるものと、土地の位置を示が証明できるものと、土地の位置を示する。

届出様式のダウンロードが可能です。掲載しています。制度に関する通知や詳しくは、林野庁ホームページにも

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/ keikaku/todokede/index.html)

担当:林野庁計画課

(03-6744-2300)

相続に関する森林の土地所有者届出の留意点

相続の際、相続の開始(被相続人の死亡)のときから、 相続財産は一旦法定相続人の共有物となり、相続財産の 分割協議が整えば所有者が特定されることとなります。

このため、森林の土地の所有者届出については次のような手続となります。

【ケース1】

被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整わない場合

まず、被相続人の死亡日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要です。それぞれの方がそれぞれの持分割合について届出をすることも可能ですし、共同して届出をすることも可能です。

また、その後分割協議が整ったときには、その森林の 土地の所有者となった方は、その日から90日以内にその 旨の届出を行うこととなります。

【ケース2】

被相続人の死亡日から90日以内に分割協議が整った場合

所有権の移転が2回(被相続人の死亡、分割協議)あることになりますが、分割協議により森林の土地の所有者となった方が、被相続人の死亡日から90日以内に届出を出せれば、その届出だけで十分です。

※ なお、本制度は24年4月1日から施行されましたので、24年3月31日までの被相続人の死亡による相続については、相続の開始時点の所有権の移転(法定相続人の共有物)に関わる届出は不要です。しかし、24年4月1日以降に分割協議が整い所有者が特定された場合には、その分割協議が整った日から90日以内に土地の所有者が届出を行う必要があります。

森林の土地所有者届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所 届出人 氏名 (法人にあっては、名) 印 電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第 1項の規定により届け出ます。

所有権の移転	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
に関する事項							
	所有者となつた年月日				所有権の移転の原因		
		年	月日	3			
	番号	土地の所在場所				面積(ha)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
土地に関する	1						
事項	2						
	3						
	計				•		
備考							

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
- (1) 当該土地の位置を示す地図
- (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面